

添付書類 主な変更事項の新旧対照表

○就業規則変更

第5条第2項 「別表1」

新						旧												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務形態</th> <th>始業時間</th> <th>就業時間</th> <th>休憩時間</th> <th>勤務時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遅出4.5</td> <td>10時30分</td> <td>19時30分</td> <td>1時間</td> <td>8時間00分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						勤務形態	始業時間	就業時間	休憩時間	勤務時間	備考	遅出4.5	10時30分	19時30分	1時間	8時間00分		(追加)
勤務形態	始業時間	就業時間	休憩時間	勤務時間	備考													
遅出4.5	10時30分	19時30分	1時間	8時間00分														
<p><u>附 則</u> この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>						(新設)												

第60条

新	旧
<p><u>(健康診断及びストレスチェック)</u></p> <p>第60条 佐貫会は、職員に対して採用の時及び毎年1回（深夜労働に従事する者は、6か月ごとに1回）、定期的に健康診断を行う。</p> <p>2 職員は、健康診断を受けなければならない</p> <p>3 職員は、健康診断を受けることができない場合、佐貫会の指定する項目について佐貫会の指定する医師または医療機関の健康診断書を提出しなければならない。</p> <p>4 佐貫会は職員に対しては、毎年1回、定期的に、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行う。</p> <p>5 前項のストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると医師、保健師等が認めた労働者に対し、その者の申出により医師による面接指導を行う。</p> <p>6 前項の面接指導の結果必要と認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等、必要な措置を命ずることがある。</p>	<p><u>(健康診断)</u></p> <p>第60条 佐貫会は、職員に対して採用の時及び毎年1回（深夜労働に従事する者は、6か月ごとに1回）、定期的に健康診断を行う。</p> <p>2 職員は、健康診断を受けなければならない</p> <p>3 職員は、健康診断を受けることができない場合、佐貫会の指定する項目について佐貫会の指定する医師または医療機関の健康診断書を提出しなければならない。</p> <p>(追加)</p>

<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

○パートタイマー就業規則変更

第9条第1項 年次有給休暇の日数表

新										旧							
予 定 パ ー ト タ イ マ ー の 週	予 定 パ ー ト タ イ マ ー の 週	め よ ら れ て い る 場 合 に 定	め よ ら れ て い る 場 合 に 定	採用の日から起算した勤務期間の区分に応じる年次有給休暇の日数							採用の日から起算した勤務期間の区分に応じる年次有給休暇の日数						
				1年未 満	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上	初年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年 以上
30時間以上										30時間以上							
3 0 時 間 未 満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

第30条第1項 「別表第1初任給表」

新			旧		
資格等	時間給	適用	資格等	時間給	適用
無資格者	<u>1,080円</u>		無資格者	<u>1,030円</u>	
初任者研修修了者、ホームヘルパー2級	<u>1,090円</u>		初任者研修修了者、ホームヘルパー2級	<u>1,040円</u>	
ホームヘルパー1級、社会福祉主事、 介護職員実務者研修修了者	<u>1,110円</u>		ホームヘルパー1級、社会福祉主事、 介護職員実務者研修修了者	<u>1,040円</u>	
社会福祉士	<u>1,140円</u>		社会福祉士	<u>1,060円</u>	
介護福祉士	<u>1,130円</u>		介護福祉士	<u>1,090円</u>	
介護支援専門員	<u>1,140円</u>		介護支援専門員	<u>1,110円</u>	

看護師	<u>1,500円</u>	
准看護師	<u>1,160円</u>	
栄養士	<u>1,130円</u>	
管理栄養士	<u>1,300円</u>	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<u>1,300円</u>	
その他職員	<u>1,080円</u>	

看護師	<u>1,500円</u>	
准看護師	<u>1,300円</u>	
栄養士	<u>1,050円</u>	
管理栄養士	<u>1,300円</u>	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<u>1,300円</u>	
その他職員	<u>1,030円</u>	

附則
この規定は、令和7年4月1日に施行する。

(新設)

○給与規定 第15号第1項 「別表第3初任給基準表」

新			旧		
資格等	学歴	等級・号給	資格等	学歴	東急・号給
生活相談員、介護支援専門員、介護職員、訪問介護職員、訪問看護職員、事務職員、定期巡回オペレーター、調理員	大学卒	<u>1等級98号</u>	生活相談員、介護支援専門員、介護職員、訪問介護職員、訪問看護職員、事務職員、定期巡回オペレーター、調理員	大学卒	<u>1等級81号</u>
	短大卒・専門学校卒	<u>1等級81号</u>		短大卒・専門学校卒	<u>1等級64号</u>
	高卒以下	<u>1等級80号</u>		高卒以下	<u>1等級63号</u>
看護師		<u>1等級195号</u>	看護師		<u>1等級121号</u>
准看護師		<u>1等級97号</u>	准看護師		<u>1等級80号</u>
管理栄養士	大学卒	<u>1等級155号</u>	管理栄養士	大学卒	<u>1等級87号</u>
	短大卒・専門学校卒	<u>1等級138号</u>		短大卒・専門学校卒	<u>1等級64号</u>
栄養士	短大卒・専門学校卒	<u>1等級81号</u>	栄養士	短大卒・専門学校卒	<u>1等級64号</u>
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	大学卒	<u>1等級155号</u>	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	大学卒	<u>1等級91号</u>
	専門学校卒	<u>1等級138号</u>		専門学校卒	<u>1等級64号</u>

附則
この規定は、令和7年4月1日に施行する。

(新設)

○育児・介護等に関する規則

第4章 子の看護休暇の名称変更

新	旧
<p>第4章 <u>子の看護等</u>休暇 (この看護等休暇)</p> <p>第11条 1 小学校3年生終了までの子の養育する職員（日雇従業員を除く）は ①負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話 ②予防接種や健康診断の受診 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式 のために、就業規則第17条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、<u>子の看護等</u>休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 「社内様式7」内の「<u>子の看護等</u>休暇」（3ヶ所）</p> <p>（注2）子の看護等休暇の場合、取得できる日数は、<u>小学校3年生終了までの</u>子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。</p> <p>第7章 所定外労働の免除 第14条 1 <u>小学校就学前の子</u>を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p>附則 本規則は、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>第4章 <u>子の看護</u>休暇 (この看護休暇)</p> <p>第11条 1 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子の養育する職員（日雇従業員を除く）は、<u>負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話を</u>するために、又は<u>当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、</u>就業規則第17条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、<u>子の看護</u>休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 「社内様式7」内の「<u>子の看護</u>休暇」（3ヶ所）</p> <p>（注2）<u>子の看護</u>休暇の場合、取得できる日数は、<u>小学校就学前の子</u>が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。</p> <p>第7章 所定外労働の免除 第14条 1 <u>3歳に満たない子</u>を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p>(新設)</p>